

山形県立自然公園の行為規制について

根拠法等：山形県立自然公園条例、同施行規則【県立自然公園 6箇所】

	地域区分	行為の種類
許可・届出を要する行為	特別地域 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹伐採 ③指定区域内での木竹の損傷 ④鉱物や土石の採取 ⑤河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑥指定湖沼への汚水の排出等 ⑦広告物の設置等 ⑧指定する物の集積又は貯蔵 ⑨水面の埋立、干拓 ⑩土地の形状変更
	特別地域（事前）	①特別地域指定時又は新たな行為を規制する際に既に着手している行為 ②木竹の植栽、家畜の放牧（許可を要する行為の⑫を除く）
	特別地域（事後）	①非常災害のために必要な応急措置
届出を要する行為	普通地域（事前）	①施行規則で定める規模を超える工作物の新築、改築、増築 ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量に増減を及ぼすもの（ダム等） ③広告物等の設置等 ④鉱物や土石の採取（海域内を除く） ⑤土地の形状変更 ⑥水面の埋め立て、干拓
	施行規則で定める規模	(1) 海域以外の区域 イ 建築物 高さ13メートル又は延べ面積千平方メートル ロ 送水管 長さ70メートル ハ 鉄塔 高さ30メートル ニ 船舶の係留施設 長さ50メートル ホ ダム 高さ20メートル ヘ 鋼索鉄道 延長70メートル ト 索道 傾斜亘長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル チ 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル リ 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ13メートル又は水平投影面積千平方メートル (2) 海域の区域 イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ50メートル ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ5メートル又は海面における水平投影面積100平方メートル

注) ※特別地域の規制項目のうち、アンダーラインは規制が発効していない項目

※現在規制が発効しているのは許可・届出を要する行為のうち10項目（①、②、④、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑮）

特別地域において許可・届出が不要な行為について（主なもの）

根拠法等：山形県立自然公園条例、同施行規則【県内県立自然公園 6箇所】

関係項目	特別地域で許可・届出が不要な行為（主なもの）
農林水産業 関係	<p>○溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>○門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>○道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>○ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>○魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>○自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。</p> <p>○桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。</p> <p>○森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。</p> <p>○枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>○牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。</p>
県土整備 関係	<p>○条例第11条第3項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>○河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>○下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。</p> <p>○港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>○信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。</p> <p>○道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>○前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為</p>
社寺仏閣等、 文化財関係	<p>○社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>○文化財保護法（昭和25年法律第214号）第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。</p>